

## 都城市チャレンジショップ及び活性化広場指定管理者候補者選定の概要

都城市チャレンジショップ及び活性化広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

協同組合都城オーバルパティオ

(2) 代表者名

秋吉 清子

(3) 所在地

宮崎県都城市中町13街区22号

(4) 設立年月日

平成10年4月3日

(5) 従業員数

1名

(6) 業務内容

商業施設「都城オーバルパティオ」の施設管理等

### 2. 指定期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日（3年間）

### 3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

| 施設名及び所在地                             | 施設規模等                        |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 都城市チャレンジショップ及び活性化広場<br>(都城市13街区11の2) | 敷地面積：384.8㎡<br>延床面積：97.14㎡ 等 |

(2) 業務概要

- ①新規開業者の経営のノウハウの取得や独立開業に向けた支援に関する事
- ②賑わい空間の創出に関する事
- ③施設の維持及び修繕に関する事
- ④その他施設等の管理及び運営に関する事
- ⑤業務報告

#### 4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

#### 5. 選定結果の概要

##### (1) 公募の状況

###### ①申請団体数

1 団体

###### ②指定管理者候補者選定までの経過

|                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 令和3年6月8日            | 第1回選定委員会開催               |
| 令和3年6月14日～令和3年7月14日 | 募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）  |
| 令和3年8月4日            | 申請書類受付                   |
| 令和3年8月19日           | 第2回選定委員会開催、<br>書類審査・面接審査 |
| 令和3年8月31日           | 選定結果報告                   |

##### (2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

| 委員構成    |       | 人数 |
|---------|-------|----|
| 有識者     | 学識経験者 | 1人 |
|         | 税理士   | 1人 |
|         | 司法書士  | 1人 |
|         | 行政書士  | 1人 |
|         | 宮崎県職員 | 1人 |
| 施設利用者代表 |       | 1人 |

##### (3) 選定理由

令和3年6月8日及び令和3年8月19日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で協同組合都城オーバルパティオが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理実績も踏まえ市民が安定して平等に利用できる管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・安価な利用料を設定しているほか、市や商工会議所など関係機関と連携して、出店者への育成支援や利用の促進が図られており、チャレンジショップの価値を高めながら周辺の発展に寄与することが期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・定期的な保守点検を行うことで、軽微な修繕については申請団体が迅速に行えることや、清掃についても出店者と共に行うなど、経費節減の効果が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・指定管理者として適切に運営されている過去の実績から、経験豊富な人員配置と必要な人員体制が構築されており、安定的な管理運営が期待できること。
- ・中心市街地における賑わいの創出や出店者の経営支援や、出店者と丁寧な交流を行うことで、積極的で責任ある管理運営が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限される中、地域団体や地域住民とも交流を図り、中心市街地の一員としてまちづくりへの積極的な参加の意識が高く、また中心市街地内の関係機関が共催する事業への参画等を通し、中心市街地の一体的な賑わい創出に寄与していること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・団体との共同事業など、市民が楽しめる様々な自主事業が計画されており来街機会の創出が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・中心市街地内での活動実績や現状を踏まえた、具体的かつ現実的な提案であり更に、利用者が中心市街地に新規創業できるよう支援策について関係各所と連携が図れているか、について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・チャレンジショップ出店者がより多くの経験を積めるようなサポート体制を作り、情報収集の方法や事務処理についても、収支計算と事業報告以上の努力が感じられる。
- ・賑わい創出のためのイベントを行う経験やノウハウを持っており、実施体制も整っている。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

【別紙3-1】

選定結果

| 選定基準                                   | 配点  | 採点結果               | 審査項目          | 一人当たり配点 | 審査内容  |
|--|-----|--------------------|---------------|---------|---|
|  |     | 協同組合<br>都城オーバルパティオ |               |         |   |
| 1. 市民の平等な利用が確保されること                    | 84  | 63.8               | 管理運営方針等       | 14      | 市の管理方針を認識しているか<br>公の施設の設置目的を理解しているか<br>申請団体の経営モラルは適切か<br>環境に配慮した取り組みをしているか                    |
|  | 48  | 36                 | 平等利用          | 8       | 利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか<br>相談や苦情等の対応が提案されているか  |
| 2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること       | 78  | 56.8               | 利用の促進         | 13      | 住民ニーズに基づく利用者増に提案がされているか<br>利用者増のための広報・PR対策を提案しているか<br>関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか              |
|  | 48  | 30.4               | サービス・利便性の維持向上 | 8       | 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか<br>施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか  |
| 3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること           | 42  | 29.4               | 経費配分          | 7       | 具体的な管理業務の効率化が提案されているか<br>適正な経費配分の考え方について提案されているか  |
| 4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること | 108 | 75.4               | 物的能力          | 18      | 安定した運営が可能な申請団体の財務状況か<br>類似施設を良好に運営した実績があるか<br>収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか<br>収支計画と事業計画の整合性は図られているか |
|  | 48  | 39.2               | 人的能力          | 8       | 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか<br>利用者の経営者としての指導及び育成支援の提案がされているか                                      |

【別紙 3 - 1】

|                            |     |          |                    |     |                              |
|----------------------------|-----|----------|--------------------|-----|------------------------------|
| 5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること   | 48  | 42       | 地域貢献               | 8   | 都城市内に本社（本店）を有するか             |
|                            |     |          |                    |     | 地域貢献の取り組みが示されているか            |
| 6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準 | 96  | 70.4     | 中心市街地活性化に寄与する事業の展開 | 16  | 中心市街地における賑わいを創出するための提案があるか   |
|                            |     |          |                    |     | 施設利用者が中心市街地に新規創業できるよう支援策は十分か |
| 合計                         | 600 | 443.4    |                    | 100 |                              |
| 〈参考〉：提案金額<br>(単位：千円)       |     | 1,120 千円 | (令和 4 年度)          |     |                              |

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。